

# 水夫の反乱

## キリシタン翻訳の一側面

米井 力也

大阪外国語大学外国語学部 助教授

### 1 マルク諸島の宗教抗争

インドネシアの東部にあるマルク諸島（モルッカ諸島）では、1999年の1月からイスラム教徒とキリスト教徒の抗争が続いており、2000年6月末、ついに戒厳令に準ずる「文民非常事態」が宣言されたが、9月に抗争が再燃し、死者が出たと伝えられる。新聞報道やルポルタージュには、この宗教抗争にかんする記事が散見されるが、なぜこれほど多くの死者がでるにいたったのか、背景がわからない。東チモール、アチェ、イリアンジャヤにおける独立問題と同根なのかどうか。イスラム原理主義者ともくされる扇動者の存在が示唆されるが、根本的な原因究明にはなお多くの時間を費やさなければならないだろう。

しかし、人口の8割がイスラム教徒であるインドネシアのなかでマルク諸島にキリスト教徒が多いのは、大航海時代にヨーロッパの国々がマルク諸島に押し寄せたことが遠因のひとつであることはまちがいない。現代インドネシア文学の作家、Y・B・マンゲンウイジャヤの小説『香料諸島綺談』や生田滋『大航海時代とモルッカ諸島』に描かれているように、16世紀から17世紀にかけてマルク諸島はポルトガル・スペインが丁香という香料をめぐる争い続けた場所だった。そのうちオランダがカトリック両国を駆逐し、インドネシアを統治することになる。

日本にキリスト教を伝えたフランシスコ・ザビエルも来日前にインドのゴアを離れてここを訪れている。ザビエルといっしょに日本にやってきたスペイン人・トルレスはメキシコ経由でこの島々にやってきてザビエルと面識をえたことがきっかけでイエズス会に入った。ポルトガルとスペインは当時、世界を二分割して、植民地獲得競争を展開していた。ポルトガルはインドのゴアを拠点にアジアを射程に入れ、スペインはブラジルをのぞく中南米を中心に植民をすすめると同時にメキシコ経由でアジアに到達していた。「魂とスパイス」を求めたヨーロッパの諸勢力がマルク諸島に押し寄せた大航海時代の植民地争奪戦と宗教活動の延長線

上に現在のマルクにおける宗教抗争があるといっても過言ではないだろう。

### 2 『ろざりよの経』の水夫

私がマルク諸島の歴史と現状に関心を抱いているのは、キリシタン時代に刊行された一冊の本に、この島々にかんする記事が見られるからである。ドミニコ会の宣教師ファン・デ・ルエダがフィリピンのマニラで印刷した『ろざりよの経』（1623）の「付録」がそれである。

ファン・デ・ルエダ Juan de Rueda de los Angeles 生年不詳 - 1623 ドミニコ会士。スペインのブルゴス地方に生れる。バリャドリートのサン・パブロ修道院でドミニコ会に入会。1603年2月フィリピンのドミニコ会ロザリオ管区に派遣され、翌年6月マニラ到着。間もなく日本に派遣され、04（慶長9）- 20（元和6）年滞日。主として西九州において活動したが、足跡はほぼ九州全土にわたった。熱心にロザリオ信心を説いたので、ロザリオのパードレと呼ばれた。20年3月頃、病気治療のためプロクラドール〔管区代表者〕の任務も兼ねてマニラに一時戻った。同地では迫害下の日本人信徒のために『ろざりよ記録』（22）、『ろざりよの経』（23）を編集刊行した。23年5月末、単身日本に向ったが、琉球列島の一島で殺害された（『日本キリスト教歴史大事典』教文館、1988、岸野久執筆）

このように、ルエダは布教に従事したのち、いったんマニラに帰り、禁教下の日本へもう一度潜入を試みようとしたが、琉球で死んだため、かれの本は日本に届かなかった。この本のなかに「ルソンにおいて、ある人、数箇所の手を負ひ、やがて死せずして叶はざりし体たりといへども、貴きロザリオの御奇特にて命を

延べ給ふ事」と題された話があり、冒頭部分はずぎのように記されている。

おん主御出世以来千六百十三年目に当って、ドン・ファン・デ・シルバと申せしルソンの屋形、テルナテ〔マルク諸島の一つ〕加勢のために兵船大小七艘さし渡さるゝに、オクトブレ〔10月〕の七日〔判読不能〕カビテ〔マニラ湾の港〕の港を出だし、やうやくカラビテ〔岬の名〕ミンドロといふ所の辺りに至りけるが、俄に大風頻〔に〕起り、右七艘のうち、六艘を忽ち吹き沈めしなり。さりながらかの破損したる船のうちよりある船一艘に乗りたるエスパニョレス〔スペイン人〕そのほか種々の罪科の過怠として水夫のために乗せられたるインディオス〔フィリピン人〕どもばかり陸へ泳ぎ上りて助けしなり。然れば、かの助けたるエスパニョレス〔スペイン人〕のうちにフランシスコ・ロペスと言ひて、生国はヌエバ・エスパニヤ〔メキシコ〕の人なりしが、石火矢の役としてその船に乗り：これも同じくつゝがなく助けしなり。さればかのインディオス〔フィリピン人〕どもはもとより科の過怠一遍に心ならず乗せられたる者どもなれば、その辺りの案内は前よりよく知りつつ、陸へ上るとともに、そのまゝ逃げ、大きな岩の陰に隠れしとなり。かゝりしかば、その船の大將をはじめ、かのフランシスコ・ロペスそのほかあまたのエスパニョレス〔スペイン人〕かのインディオス〔フィリピン人〕を尋ね出ださんとて、此処彼処を尋ね歩ききるをインディオス〔フィリピン人〕ども傍らより窺ひ見て、我が身を全うせんために、忽ち峨々たる岩石の上に馳せ上り、俄に要害を構ゆ。この所かしこき構へなれば、何とぞしてエスパニョレス〔スペイン人〕を彼処へをびき寄せ災難に会はせんと評定し、すこしづつ後へ引くふりをしけるなり：エスパニョレス〔スペイン人〕手近く追つ掛けて寄せけるに、ひたひたと手ごとに石礮を打ち掛け石こづみにし、皆深手を負ひければ、かの岩石の原より嶮阻に落ち、空しくなしたるとなり。そのうちにかの石火矢の役フランシスコ・ロペスばかり同前に巖より落され、数箇所の大傷を受けしかども、いまだ死せず。この人日頃は博奕、好色以下に耽り、誓文を事とし、諸悪に穢らはしきコンシエンシヤ〔良心〕の人たりといへどもつねにロザリオのサンタ・マリアに信心を掛けたてまつり、いかほどの取り乱しの半とてもロザリオのオラシヨ〔祈り〕

を勤め馴れたるによってその各別の御加護をもって命永へたるなり。(高羽五郎『ロザリオの経翻字篇Ⅰ』国語学資料第15輯、私家版、1955)

フィリピンからマルク諸島のテルナテ島へスペインの船が派遣されることになったのだが、出港直後、嵐にあってほとんどの船が難破してしまった。ただ一艘だけ難破をまぬかれた船が岸にたどりついたが、水夫として乗船していたフィリピン人が逃亡し、スペイン人に対して攻撃をしかけた、という。この話の主題は、襲われたスペイン人の一人が「日頃は博奕、好色以下に耽り、誓文を事とし、諸悪に穢らはしきコンシエンシヤ〔良心〕の人」だったにもかかわらず、ロザリオの祈りを怠らなかつたため、九死に一生を得て助かった、というものだが、私が注目したいのは、反乱を起こしたフィリピン人水夫をどのように形容しているか、という点である。

### 3 スペイン語原典との差異

この話の翻訳原典はスペイン語で、フィリピンで起こったとされる奇跡に関する報告のパンフレットであり、対応する部分はづぎのようなものである。

En El ano de 1632 [sic.] por orden, y mandado de don Iuan de Silva, Cavellero del Habito de Santiago, Governador, Capitan General, y Presidente de la Real Audiencia en estas Islas Filipinas, por el Rey nuestro Señor, fue despachado del puerto de Cavit a los siete del mes de Octubre, para las fuerças de Terrenate socorro en cinco baxeles, y dos galeras; del qual yva por cabo superior don Fernando de Ayala. Y haziend su viage, les sobrevino vn temporal, de los que llaman, baguio, en parage de la punta de Calavite, que es cõtra costa Mindoro que dio al traste con los cinco baxeles, y cõ la vna galera, nombrada nuestra Señora de Guadalupe, de que yva por Capitan Francisco de Vribe; y en ella, entre los Españõles embarcados, vn Francisco Lopez, que era natural de nueva España, y yva en plaça, y oficio de Artillero; y el, y estos Españoles salieron nadando a tierra, como tambien salierõ en salvo los Indios forçados que llevaba la dicha galera al remo: y como forçados, y que tenian conocimiento de aquella tierra, se huyeron, y ocultaron en lo aspero della. Pues queriendolos

buscar el Capitan Vribe, cō Francisco Lopez, y es-  
 otros soldados, los divisaron, que revalados contra  
 los Espanoles, se avian hecho fuertes en vnas altas  
 penas: sitio a q~ de industria se les yvan retirãdo,  
 para que teniendo cerca a los soldados, desde alli  
 se defendiessen, y los ofendiessen mas a su salvo.  
 Acometieronlos a pedredas; y malheridos los  
 despeñaron de aquellas barrancas, adonde los  
 acometidos perecieron luego, sino fue el Artillero  
 Francisco Lopez. Y no porque este no cayesse  
 despañado, y herido de muchas heridas mortales,  
 que si cayo: sino que fue especialmente favorecido  
 de la Virgen santissima Madre de Dios del Rosario,  
 de quien años avia era devoto, y le rezava con-  
 tinuamente su santo Rosario, sin dexar esta devo-  
 cion por mas distraydo, jugador, y jurador que era,  
 y por mas que se diesse atravesuras de hombre de  
 estragada conciencia. (B.R.A.H. Jesuitas Tomos  
 216 Fls, 293 - 294v. RELACION VERDADERA  
 DEL PORTENTOSO MÍragro que nuestra Senora  
 del Rosario obro con vn devoto suyo, que es la  
 principal de la Capilla, y Cofradia, en la Iglesia, y  
 Convento de Santo Domingo de la informacion au-  
 tentica que se hizo con autoridad del Ilustrissimo  
 Arçobispo en ellas. POR EL PADRE FRAY  
 FRANCISCO HVRTADO, EN la misma Provincia  
 indigno Ministro. 岸野久「パストラーナにある  
 一六二三年刊『ろざりよの経』と編訳者パードレ・  
 ルエダについて『キリシタン研究』第16輯, 1976)

水夫として船に乗っていたフィリピン人のことを、  
 『ろざりよの経』では「種々の罪科の過怠として水夫  
 のために乗せられたるインディオ子ども」とか、「科  
 の過怠一遍に心ならず乗せられたる者ども」と述べて  
 いるが、原典のスペイン語を見ると、los Indios forca-  
 dos que llevaba la dicha galera al remo (前述のガレ  
 ラ船に水夫として乗るよう強制されたインディオス)  
 としか書いていない。なぜ、このような加筆がなされ  
 たのだろうか。

#### 4 「過怠」とは何か

ここでいう「過怠」とは、「Quatai . クワタイ (過  
 怠) ある罪科に対して課せられる罰, または, 罰金。  
 例, Quataiuo caquru . (過怠を掛くる) ある罪科に対

して罰金を課する。『また, 罪科, あるいは, 過失 (土  
 井忠生, 森田武, 長南実編訳『邦訳 日葡辞書』岩波  
 書店, 1980) とあるように, 「罰」という意味である。

師: して, モルタル科 [大罪] ベニアル科 [小罪]  
 と仰せあったことその差別は何でござるぞ。

弟: モルタル科 [大罪] を仕るでは, デウス [神]  
 の本に背き, その御掟に敵対ひ, ガラサ [恩寵]  
 の御位を失うて, ただ天狗の奴になり, デウス  
 [神]・アンゼレス [天使]・ベアト達 [福者] の  
 怨敵にあひ変り奉る。さりながら, ベニアル科 [小  
 罪] と申すは, これほど深い科ではない。ただデ  
 ウス [神] の御内証に叶はいで, その御掟に少し  
 外れて, それでデウス [神] のガラサ [恩寵] 一  
 味を失はずして, ただその浅い科に当る過怠は,  
 有に無に, この世界にかブルガトリヨ [煉獄] に  
 か, 勤めいで叶はぬと心得まらしてござる。(大  
 塚光信校註『コリヤード懺悔録』岩波文庫, 1986)

とあるように, 一般的な犯罪に対する罰だけではなく,  
 キリスト教の戒律に背いたものに加えられる罰もまた  
 「過怠」という。『ヒイデスの導師』によれば, 最大の  
 「過怠」は唯一神への信仰をないがしろにしてインヘ  
 ルノ (地獄) におちることだった。

この道理に依つて, テヨロゴ達 [神学者達] の云  
 へる如く, 量りもましまさぬ御広大のデウス [神]  
 に背き奉る罪科は量りなき科なりといへり。その  
 科の過怠は御憲法の上より与え給ふに於ては, 量  
 りもなき過怠なるべし。この量りもなき過怠をば  
 インヘルノ [地獄] にて受くべきもの也。その故  
 は, インヘルノ [地獄] に於ては, 量りましまさ  
 ぬ善の源にてましますデウスに別れ奉れば也。さ  
 れども, この苦み, デウス [神] に対し奉りての  
 緩怠に依つては, 未だ不足なりと弁えよ。か様  
 なる道理に依つて, デウス [神] の御内証に相叶ひ  
 奉る, 上なきサキリヒシヨ [犠牲] を以て拝し奉  
 ること肝要也といふこと明白なり。(尾原悟編著  
 『ヒイデスの導師』キリシタン文学双書, 教文  
 館, 1995)

ルエダの翻訳では, スペイン語原典の範囲を逸脱し  
 て, フィリピン人がなんらかの罪を犯した罰として水  
 夫になったという解釈を加えている。たしかに, ヨー  
 ロッパでもガレー船の水夫は「罪人」がすることにな  
 っていた。たとえば, ジャン・マルテーユの『ガレー

船徒刑囚の回想』は18世紀の記録だが、罪人となり、ガレー船に送られた青年のドキュメントである。日本からフィリピンにたどりついた商人の記録『呂宋覚書』にも、

ガレイと申軍船有、長くひらき船也、一層に二三百人ほどのり申候、石火矢表に一挺しかけ候、長さ二間計、大さ二尺四五寸も有なり、脇より尺ども取事大に法度也、此船は波の内もくゝる也、かいを左右に立る。かい一つに四五一もかゝるなり、かいの数大形七十挺ほど立申候、ヲランダ船の取るには此船にて取るなり。此船にのる者皆罪人なり。常には足くつを入をく也、手柄をすれば不残ゆるし、殊にほうびくれ申候、事外早き船なり、石火矢一つ打かるとひとしく阿蘭陀船に切のり取申候(新村出監修『海表叢書』巻六、更生閣、1928)

というように、ガレー船の水夫は「皆罪人なり」と記されている。では、「罪人」とはなにか？ マルテユの『ガレー船徒刑囚の回想』によれば、彼はプロテスタントだったから「罪人」と認定されたのだった。

## 5 強制労働の隠蔽

フィリピン人の水夫がどのような「罪人」だったかという観点からみると、『呂宋覚書』の記述はうたがわしいといわざるをえない。水夫の反乱の背景には、強制労働の影がちらついているからである。

ポロせいど ポロ制度 polo. 夫役のこと。この制度の起源は1496年、コロンブスが税金を支払えない新大陸の住民を、スペイン人居留地で強制的に働かせたことにあるという。フィリピンでは、メキシコのレパルティミエントを模して、1580年に導入された。17世紀前半、フィリピン諸島がオランダの攻撃を受け、防衛のための労働需要が増えたことにより、制度の性格が変わった。村落の男子住民は、16歳から60歳まで、首長とその長男を除いて、年間40日間、公共事業、木材伐採、砦や造船所の作業に強制的に働かされた。ただし、1日当たり1.5レアルの40日分相当額(ファリヤ)を支払って、これを免れることもできた。ポロ制度は、スペイン人の職権乱用と腐敗の温床となった。例えば、強制労働に就く人々(ポリスタ)には、1日1/4レアルの賃金と籠めが支給される

ことになっていたが、役人がこれを着用した。この結果、強制労働は村落の荒廃を招いた。1884年になって、年間労働日数がようやく15日間に軽減された。(『フィリピンの事典』同朋社出版、1992、永野善子執筆)

フィリピン原住民社会は貢税、奴隷化のほかに、ポロと呼ばれた強制労働によってさんざん痛めつけられた。一六歳から六〇歳までの男子は、年間四〇日間、公共土木工事、ガレオン船用の船材の伐採や造船、鉱山での採鉱、大型帆船の漕ぎ手、駐屯地建設などの労働に強制的にかりだされたのである。表向きポロに従事する労働者(ポリスタ)には、一日四分の一レアル(三二分の一ペソ)の賃金が支払われることになっていたが、多くの場合支払われず、役人の汚職の温床となった。したがってポロは限りなく奴隷制に近かった。過酷な労働は、原住民の働く意欲を阻害し、彼らを窮民の地位に落としていった。(鈴木静夫『物語フィリピンの歴史』中公新書、1997)

フィリピンは、日本人の元修道士ハビアンが『破提宇子』のなかで「呂宋[フィリピン]、ノウバ-イスパニヤ[メキシコ]ナドノ、禽獣ニ近キ夷狄ノ国ヲバ、兵ヲ遣シテ奪之」(海老沢有道ほか編『日本思想大系』キリシタン書排耶書、岩波書店、1970)と書いているとおり、スペインが植民地支配を300年以上つづけた国であり、「ポロ」と呼ばれる収奪によってフィリピン先住民に強制労働をさせたことがはっきりしている。ガレー船について「此船にのる者皆罪人なり」と記した『呂宋覚書』の著者はスペイン人のことばをうのみにしただけなのではないか。

テルナテにスペインが船を派遣しようとしたのは、この島をめぐる、ポルトガル・スペイン・オランダがしのぎを削っていたからにほかならない。マルク諸島では、テルナテとティドーレというふたつの王国が覇権をあらそっており、そこにヨーロッパ諸国が介入した。

このような歴史にかんする記述のなかで、注目にあたいするのは、グレゴリオ・F・サイデが『フィリピンの歴史』で引用しているサラサール司教のつぎのようなことばである。サラサールは、中南米でのスペイン人の蛮行を告発したラス・カサスの薫陶を受けた神父で、フィリピンにおけるスペインの植民地主義を内部告発する存在だった。

スペイン人が本国で自由であるように、土着民も

このフィリピンで自由であるがゆえに総督は土着民に対し、いうことをきかぬと罪を得て地獄に落ちるとおどかして遠征隊の船の漕手に強制的に働かせるようなことをしてはならない。(グレゴリオ・F・サイデ『フィリピンの歴史』時事通信社、1973)

ルエダの『ろざりよの経』には、フィリピン人水夫は「過怠」のために乗船していると書いてあったが、どうやらこれは逆のようである。スペイン人は、水夫として働かなければ地獄におちるぞ、とフィリピン人を脅したのであり、かれらは罪があるから水夫になったのではなかった。ガレー船について『呂宋覚書』が「ヨランダ船の取るには此船にて取るなり」とあるのは示唆的である。『ろざりよの経』の翻訳は、意識的にか無意識的にか、フィリピンにおける強制労働を隠

蔽しようとしたものだったといえるのではないだろうか。ひょっとしたら、すでにキリスト教が禁じられていた日本において、フィリピンにおけるスペイン統治の実態がさらに警戒されることを避けようとしたのかもしれない。

アジアにおけるキリシタンの翻訳には、それぞれの国や地域の実情に応じて改変や加筆が見られるのだが、その背後には異端と異教徒を「罪人」として断罪しようとするローマ・カトリック教会の戦略がひそんでいること、そしてその背景にあった植民地支配の実態が隠蔽される政治性を帯びていたことも看過できないと思われる。大航海時代にアジアに伝えられたキリスト教文化という「古典」は翻訳という場においてつねに変動せざるを得なかったのである。

(B02「伝承と受容(日本)」班)

